

○飯塚市子育て世代包括支援事業実施要綱

平成30年3月30日

飯塚市告示第86号

改正 R4-268

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的とした子育て世代包括支援事業(以下「包括支援事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置)

第2条 包括支援事業を実施するため、飯塚市子育て世代包括支援センター(以下「センター」という。)を、飯塚市新立岩5番5号に置く。

(センターの業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターがその設置の目的とする同条第2項各号に掲げる業務

(2) 利用者支援事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0521第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)4(3)に規定する母子保健型利用支援事業に関する業務

2 前項各号の業務を行うに当たっては、母子保健事業及び子育て支援事業に関する相談、指導及び助言等を一体的に行うよう努めなければならない。

(職員)

第4条 センターに、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師等の専門職のうちから2人以上の職員を置く。

(関係機関等との連携)

第5条 包括支援事業を行うに当たっては、保健医療又は福祉の関係機関団体等に対し、包括支援事業の周知を行うとともに、緊密に連携するよう努めるものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、包括支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月19日 告示第268号)

この告示は、告示の日から施行する。